

多賀町議会広報誌印刷製本およびPDFデータ作成業務仕様書

1. 目的

本業務は、町民に開かれた議会運営を目指し、広報・公聴の推進を図ることを目的として、紙媒体である広報誌の作成および電子媒体である町ホームページに掲載するためのPDFデータの作成業務をおこなう。

2. 業務名

令和8年度（議物）第1号

多賀町議会広報誌印刷製本およびPDFデータ作成業務

3. 履行期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

4. 発行月等

履行期間内の5月、8月、11月、翌年2月

5. 議会広報誌印刷製本作成仕様

①規格等

- ・サイズ A4版
- ・頁数 平均20ページ
- ・紙質 70kg、マット 以上
- ・印刷 両面刷り
- ・色 カラー4色刷り
- ・写真等 写真、イラスト、図形（表、グラフ）を必要に応じて掲載
- ・仕上げ 留め具なし、2穴仕上げ

②部数

- ・2,900部×3回、3,000部×1回 計4回

③入稿

- ・原稿データは、発注者の希望によりフラッシュメモリまたは電子メールにて受注業者に提供、または来庁での受け取りとする。この時、図形（グラフ等）については、発注者よりイメージの指定、または資料を提供するものとし、受注業者は参考とすること。

④デザイン編集およびレイアウト案作成

- ・受注者において、字句等の確認、文面の統制をおこない、デザイン編集およびレイアウト案を作成すること。この時、字句・齟齬・文面の統制において、修正を必要とする場合は提案をおこなうこと。
- ・受注者は発注者の希望があれば校正の初回の広報常任委員会（※）に出席し、提案およびアドバイスし修正箇所を記録しなければならない。

※広報常任委員会 場 所 多賀町役場 3階図書室

所要時間 約5時間

【平日（月曜日から金曜日）午前9時～午後3時】

出席者 議会議員5名、事務局職員1名

その他 ・PC使用 可

・初稿後7～10日の間に開催する

⑤初稿

- ・受注者により作成されたレイアウト案は、データおよび紙媒体で発注者に提出するものとし、紙媒体については7部を提出すること。

⑥校正

- ・校正回数は、各号に付き、3回以上、5回以内とする。
- ・校正日は、各号に付き、発注者と受注者において協議のうえ定める。この時、初稿から第1回校正までの期間は、受注者の営業日7日以上を確保するものとし、以降の校正期間は受注者の営業日2日以上を確保するものとする。
- ・校正刷り部数は、各号に付き、初回は受注者において7部を作成し、発注者に提出すること。但し、最終校正は3部提出することとする。
- ・校了するまでに、記事等の差し替え、内容を変更する場合があるが、受注者はこれに応じること。

⑦納品

- ・受注者において、発注者が指示する自治会別の部数に仕分けした後、発注者が指示する場所に納品すること。この時、残数については、発注者が指示する場所に納品すること。
- ・納品日は、各号に付き、発注者と受注者において協議のうえ定める。この時、各号に付き、発行月の1日に最も近い水曜日を基準として協議をおこなうものとする。

6. PDFデータ作成仕様

①規格

前項に定める仕様により作成された議会広報誌のデータをPDF化し、発注者に納品すること。この時、発注者が指示する個人情報および個人の肖像権に属する事項は削除すること。

②納品

納品日は、議会広報誌が納品された日の翌日までに、発注者に電子メールにて提出すること。

7. 著作権

成果品のデータの著作権は、発注者に帰属する。

8. 契約の解除

①本仕様書に定める事項が履行されない場合

②校正において、各号に付き、前回の修正箇所が修正されていない、または校正個所以外の個所が変わり新たな校正個所が追加されることが、常態化していると判断される場合

9. 見積仕様

・本仕様書に基づき、見積書を作成すること。この時、議会広報誌印刷製本およびPDFデータ作成に要する費用を合算して各号発行額とし、入札書については年額（税抜額）で記載すること。

10. 支払い

・本業務の支払いは、各号発行毎とする。
・成果支払いとし、第5項第1号、規格等に定める頁数に変更が生じる場合は、同号により見積りされた額を基準とし、発注者と受注者において協議のうえ変更時の額を定め、支払うものとする。

11. その他

・本仕様書に定めのない事項および本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者において、別途、協議し、定めることとする。
・校正、納品の各日については、各号に付き、発注者と受注者において協議のうえ定めることとするが、予め年間を通じて参考となる計画日を発注者と受注者において協議のうえ定めること。

・本契約は令和8年度予算に係る業務であり、準備契約として入札を執行する。契約の締結は令和8年度多賀町一般会計予算が発効したときに成立するものとする。そのため、予算が不成立となった場合は契約の取止め等を行うので、了解の上、入札に参加すること。また、この場合において受注者に発生する損害について町はその損害の賠償の責を負わない。